

事 務 連 絡  
令和 8 年 4 月 3 日

別記 関係団体 御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課  
医 療 費 適 正 化 対 策 推 進 室

特定健康診査・特定保健指導における保険資格確認等について

特定健康診査及び特定保健指導（以下「特定健診等」という。）の推進につきまして  
は、平素から格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

特定健診等の実施時における保険資格の確認については、「特定健康診査・特定保健  
指導の円滑な実施に向けた手引き（第 4.3 版）付属資料 1－4：集合契約における標準  
的な契約書の例」第 3 条第 1 項において、オンライン資格確認等の確認により実施する  
ことをお示ししているところです。

一方、令和 7 年 12 月 2 日以降、加入している保険者によらず、期限切れに気がつか  
ずに健康保険証を引き続き持参してしまった受診者等に対する保険資格確認の暫定的  
な対応については、「特定健康診査・特定保健指導における保険資格確認等について」

（令和 7 年 10 月 22 日及び 12 月 1 日付厚生労働省保険局医療介護連携政策課医療費適  
正化対策推進室事務連絡）により、令和 8 年 3 月末までを期限としてお示ししておりま  
した。しかしながら、マイナ保険証や資格確認書への切り替えに当たり、期限切れの健  
康保険証を持参して受診される方もわずかに見られるところであり、まだ受診時等に  
提示する書類の準備が整っていないおそれ等もあることから、令和 8 年 7 月末までの  
間は契約当事者間の合意に基づき、

- ・被保険者番号等によりオンライン資格確認等システムに資格情報を照会する
- ・保険者に資格情報を照会する

等の方法により確認した資格情報と受診券・利用券の情報を照合・確認し、有資格者か  
否かを判別する運用は、暫定的な対応として差し支えないものと考えますが、その際は、  
健診・保健指導機関から受診者に対し、次回以降はマイナ保険証又は資格確認書を持参  
いただくよう働きかけることについて御協力をお願いいたします。

つきましては、本事務連絡の内容について御了知いただくとともに、貴管下関係団体  
へ周知いただくようお願いいたします。

【担当】

厚生労働省保険局医療介護連携政策課  
医療費適正化対策推進室 斎藤・大野・下鶴  
TEL:03-5253-1111（内線）3180  
[tekiseika01@mhlw.go.jp](mailto:tekiseika01@mhlw.go.jp)

(別記)

| 団体名                     |
|-------------------------|
| <b>保険者及びその中央団体等</b>     |
| 国民健康保険中央会               |
| 全国国民健康保険組合協会            |
| 健康保険組合連合会               |
| 全国健康保険協会                |
| 共済組合連盟                  |
| 日本私立学校振興・共済事業団          |
| 地方公務員共済組合協議会            |
| 財務省主計局給与共済課             |
| 文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室 |
| 総務省自治行政局公務員部福利課         |
| <b>都道府県</b>             |
| 都道府県国民健康保険主管課           |
| <b>健診・保健指導実施機関等</b>     |
| 日本医師会                   |
| 日本歯科医師会                 |
| 全国労働衛生団体連合会             |
| 全日本病院協会                 |
| 日本人間ドック・予防医療学会          |
| 予防医学事業中央会               |
| 結核予防会                   |
| 日本病院会                   |
| 日本総合健診医学会               |
| 日本看護協会                  |
| 日本栄養士会                  |
| 日本保健指導協会                |
| <b>その他関係団体</b>          |
| 社会保険診療報酬支払基金            |
| 保健医療福祉情報システム工業会         |

(参考)

事務連絡  
令和7年10月22日

別記 関係団体 御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課  
医療費適正化対策推進室  
保険データ企画室

### 特定健康診査・特定保健指導における保険資格確認等について

特定健康診査及び特定保健指導（以下「特定健診等」という。）の推進につきましては、平素から格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

特定健診等を実施する際の保険資格の確認については、「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第4.2版）付属資料1－4：集合契約における標準的な契約書の例」第3条第1項第5号において、有効期限内の被保険者証の確認をもって保険資格の確認をすることをお示ししているところです。

一方、令和7年8月1日以降、多数の自治体で国民健康保険の健康保険証が有効期限切れにより順次失効していくことにより、気がつかずに有効期限が切れた健康保険証を引き続き持参してしまう受診者が特定健診・特定保健指導の実施機関（以下「健診・保健指導機関」という。）を訪れることも当面は想定されます。

そのため、受診者が有効期限を迎えた従来の健康保険証からの切り替えやマイナ保険証の電子証明書の有効期限の更新等への対応が必要な中において、最後に切り替わる自治体の健康保険証の有効期限が令和7年12月1日であることに鑑み、令和8年3月末までは、契約当事者間の合意に基づき、

- ・被保険者番号等によりオンライン資格確認システムに資格情報を照会する
- ・保険者に資格情報を照会する

等の方法により確認した資格情報と受診券・利用券の情報を照合・確認し、有資格者が否かを判別する運用は、暫定的な対応として差し支えないものと考えますが、その際は、健診・保健指導機関から受診者に対し、次回以降はマイナ保険証又は資格確認書を持参いただくよう働きかけることについて御協力をお願いいたします。

また、受診者がマイナ保険証で健診を受診するまたは保健指導を利用する資格があるか確認を受けられる環境を整えるためには、オンライン資格確認を導入いただく必要がありますが、保険医療機関以外の健診・保健指導機関も、任意でオンライン資格確認（資格確認限定型）を導入することを可能としています。まだ環境整備が完了していない健診・保健指導機関においてもオンライン資格確認（資格確認限定型）の導入をご検討いただきたく、周知用のリーフレットを作成いたしました。

今後、健康保険証の有効期限切れに伴って、マイナ保険証の利用者が増加していくことも想定されますので、健診・保健指導機関にオンライン資格確認（資格確認限定型）の導入を呼びかけることについて御協力をお願いいたします。

つきましては、本事務連絡の内容について御了知いただくとともに、貴管下関係団体又は市町村へ周知いただくようお願いいたします。

**【担当】**

特定健康診査・特定保健指導における保険資格確認に係る照会先

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

医療費適正化対策推進室 斎藤、倉永

TEL:03-5253-1111（内線）3180

[tekiseika01@mhlw.go.jp](mailto:tekiseika01@mhlw.go.jp)

オンライン資格確認等システムの導入に係る照会先

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

保険データ企画室 土山、富田

TEL：03-5253-1111（内線）3126

[suisin@mhlw.go.jp](mailto:suisin@mhlw.go.jp)

(参考)

事 務 連 絡  
令和 7 年 12 月 1 日

別記 関係団体 御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課  
医 療 費 適 正 化 対 策 推 進 室

### 特定健康診査・特定保健指導における保険資格確認等について

特定健康診査及び特定保健指導（以下「特定健診等」という。）の推進につきまして、平素から格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

特定健診等を実施する際の保険資格の確認については、「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第 4.2 版）付属資料 1－4：集合契約における標準的な契約書の例」第 3 条第 1 項において、オンライン資格確認等の確認をもって、保険資格の確認をすることをお示ししているところです。

一方、令和 7 年 12 月 2 日以降、被用者保険において発行済みの健康保険証が有効期限切れにより失効することにより、気がつかずに有効期限が切れた健康保険証を引き続き持参してしまう受診者が特定健診・特定保健指導の実施機関（以下「健診・保健指導機関」という。）を訪れることも当面は想定されます。

そのため、受診者が有効期限を迎えた従来の健康保険証からの切り替えやマイナ保険証の電子証明書の有効期限の更新等への対応が必要な中において、被用者保険の健康保険証の有効期限が令和 7 年 12 月 1 日であることに鑑み、令和 8 年 3 月末までは、契約当事者間の合意に基づき、

- ・被保険者番号等によりオンライン資格確認システムに資格情報を照会する
- ・保険者に資格情報を照会する

等の方法により確認した資格情報と受診券・利用券の情報を照合・確認し、有資格者か否かを判別する運用は、暫定的な対応として差し支えないものと考えますが、その際は、健診・保健指導機関から受診者に対し、次回以降はマイナ保険証又は資格確認書を持参いただくよう働きかけることについて御協力をお願いいたします。

つきましては、本事務連絡の内容について御了知いただくとともに、貴管下関係団体へ周知いただくようお願いいたします。

#### 【担当】

厚生労働省保険局医療介護連携政策課  
医療費適正化対策推進室 斎藤、倉永  
TEL:03-5253-1111（内線）3180  
[tekiseika01@mhlw.go.jp](mailto:tekiseika01@mhlw.go.jp)